

第十二条の二の次に次の一条を加える。

(生活支援等に関する情報の公表)

第十二条の三 市町村は、生活支援等を行う者から提供を受けた当該生活支援等を行う者が行う生活支援等の内容に関する情報その他の厚生労働省令で定める情報について、公表を行うよう努めなければならない。

第二十条の二の二中「居宅介護サービス費」の下に「地域密着型通所介護若しくは」を加え、「介護予防通所介護に係る介護予防サービス費」を削り、支給に係る者」の下に「若しくは第一号通所事業であつて厚生労働省令で定めるものを利用する者」を加える。

第二十条の八第四項中、「小規模多機能型居宅介護」の下に「地域密着型通所介護を加え、「介護予防訪問介護、介護予防通所介護」を削り、を勘案」を「並びに第一号訪問事業及び第一号通所事業の量の見込みを勘案」に改める。

第二十一条の二の見出し中「給付」を「給付等」に改め、同条中「介護予防サービス又は」を「介護予防サービス若しくは」に、「受ける」を「受け、又は第一号訪問事業若しくは第一号通所事業を利用する」に改める。

第十七条 歯科技工法の一部を改正する法律の一部改正
(歯科技工法の一部を改正する法律(昭和五十七年法律第一号)の一部を次のように改正する。

附則第二条を次のように改める。

第二条 削除

(高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正)

第十八条 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第百五十八条」を「第百五十七条の二」に改める。

第二十九条第一項中「第百十五条の四十五第一項」を「第百十五条の四十五第一項及び第二項」に改める。

第五十五条第一項第五号中「老人福祉法第二十九条第一項に規定する有料老人ホームであつて、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第二十六号)第五条第一項の登録を受けた高齢者向けの賃貸住宅であるもの(介護保険法第八十一条に規定する特定施設入居者生活介護の事業を行う事業所に係る同法第四十一条第一項本文の指定を受けていないものに限る)を除く。」を削り、「同法第八条第二十四項」を「同条第二十五項」に改める。

第百五十五条第一項中「次に掲げる」を「第七十条第四項(第七十四条第十項、第七十五条第七項、第七十六条第六項及び第七十八条第八項において準用する場合を含む。)の規定により後期高齢者医療広域連合から委託を受けて行う療養の給付に要する費用並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費及び訪問看護療養費の請求に関する審査及び支払の」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「前項各号に掲げる」を「前項に規定する」に改める。

第七章中第百五十八条の前に次の一条を加える。

(保険者協議会)

第百五十七条の二 保険者及び後期高齢者医療広域連合は、共同して、加入者の高齢期における健康の保持のために必要な事業の推進並びに高齢者医療制度の円滑な運営及び当該運営への協力のため、都道府県ごとに、保険者協議会を組織するよう努めなければならない。

2 前項の保険者協議会は、次に掲げる業務を行う。

一 特定健康診査等の実施、高齢者医療制度の運営その他の事項に関する保険者その他の関係者間の連絡調整

二 保険者に対する必要な助言又は援助

三 医療に要する費用その他の厚生労働省令で定める事項に関する情報についての調査及び分析

第百六十条の次に次の一条を加える。

(賦課決定の期間制限)

第百六十条の二 保険料の賦課決定は、当該年度における最初の保険料の納期(この法律又はこれに基づく条例の規定により保険料を納付し、又は納入すべき期限をいい、当該納期後に保険料を課することができるとなつた場合にあつては、当該保険料を課することができることとなつた日とする。)の翌日から起算して二年を経過した日以後においては、することができない。

附則第二条中「第八条第二十四項」を「第八条第二十五項」に改める。

附則第十三条の五の五の次に次の一条を加える。

(延滞金の割合の特例)

第十三条の五の六 第四十五条第一項(第百二十四条及び附則第十条において準用する場合を含む。)に規定する延滞金の年十四・五パーセントの割合は、当分の間、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第九十三条第二項に規定する特例基準割合をいう。以下この条において同じ。)が年七・二パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合とする。

附則第十三条の六第一項中「第八条第二十一項」を「第八条第二十二項」に改める。

(健康保険法等の一部を改正する法律附則第三十八条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第七条の規定による改正前の老人保健法の一部改正)

第十九条 健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第三十八条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第七条の規定による改正前の老人保健法(昭和五十七年法律第八十号。附則第三十九条において「平成十八年改正前老人保健法」という。)の一部を次のように改正する。

第六十一条第一項中「割合」の下に「(各年の特例基準割合(租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第九十三条第二項に規定する特例基準割合をいう。以下この項において同じ。)が年七・二パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合)を加える。

(外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律の一部改正)

第二十条 外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律(昭和六十二年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 臨床修練(第三条―第二十一条の二)

第三章 臨床教授等(第二十一条の三―第二十一条の八)

第四章 雑則(第二十一条の九・第二十二条)

第五章 罰則(第二十三条―第二十九条)

附則

第一章 総則

第一条中「修得」の下に「若しくは教授又は医学若しくは歯科学の医学の研究」を加える。

第二条第四号中「厚生労働大臣の指定する病院(以下この号において「指定病院」という。)」を「臨床修練病院等」に、「指定病院に」を「臨床修練病院等に」に、「当該指定病院」を「当該臨床修練病院等」に改め、同条第十号中「認定を受けた」を「規定により選任された」に改め、同条第十号とし、同条第九号中「認定を受けた」を「規定により選任された」に改め、同条第九号とし、同条第八号中「認定を受けた」を「規定により選任された」に改め、同条第九号とし、同条第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 臨床修練病院等 厚生労働大臣が指定する病院又は診療所(診療所にあつては、厚生労働省令で定めるものに限る。)をいう。